

# 電気設備に関する技術基準を定める解釈の一部改正について（概要）

平成24年6月29日

経済産業省

原子力安全・保安院

## 1. 太陽電池発電設備の施設に係る規定の改定（第10条、第46条、第200条）

### （1）直流電路用ケーブルに係る規定の追加

日本電線工業会が制定した太陽電池発電設備の直流電路で使用するケーブル（以下「PVケーブル」という。）の規格は、直流1,500V以下とし、構造を遮へい層を有しないものとしているが、現行の電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は高圧ケーブル（解釈第10条）は、遮へい層を有する構造であることを規定している。日本電線工業会から、PVケーブルを高圧の範囲（直流1,500V以下のものに限る。）で使用したいとの要望があり、平成22年度電気設備技術基準適合評価において検討を行った。

今回、検討結果を踏まえ、解釈第46条にPVケーブルを使用することができることを示す規定を追加した。

### （2）太陽電池発電所等の施設方法に係る規定の改定

従来、事業用電気工作物にあたる太陽電池発電所に施設される発電設備については、充電部分の露出や電線の施設方法などを詳細に規定してきた。他方、火力発電所、水力発電所などにおける発電設備は、詳細な規定を設けていない。これは、発電所が基本的にさく、へい等により、構内に取扱者以外の者が立ち入らないように施設されるとともに、電気主任技術者が自主保安原則に基づき管理される場所であるためである。

今回、規制の合理化の観点から、火力発電所、水力発電所などの場合に合わせ、事業用電気工作物にあたる太陽電池発電所の施設に係る詳細規定の一部（旧解釈第46条1項）を、小出力発電設備（解釈第200条2項）での規定とする。

## 2. 電気自動車等の供給設備等の施設方法に係る規定の追加（第199条の2）

電気自動車等（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車など）を一般家庭等の電源として活用する動きが進んでいる。電気自動車等を一般家庭等の電源として使用する場合、電気自動車等は電気事業法上の電気工作物に該当することになるため、電気事業法において安全を確保する必要がある。そこで、平成23年度燃料電池等活用調査事業において、電気自動車等を一般家庭等の電源として活用する場合における電気事業法上の安全確保策についての検討を行った。また、電気自動車等の充電設備には対地電圧が150Vを超えるものも存在するため、対地電圧が150Vを超えるものについての安全確保策についても検討を行った。

今回、検討結果を踏まえ、解釈第199条の2で電気自動車等の供給設備の施設方法の規定を追加した。

## 3. JESC規格改定への対応（第113条、第166条）

解釈に引用しているJESC規格で改正されたものにつき、最新のJESC規格が省令に規定する技術基準を満足することの確認、及び解釈への引用要請がなされたことを踏まえ、新しいJESC規格に改めた。

#### 4. IEC 60364規格の改定等への対応（第218条）

IEC 60364シリーズのIEC規格及び対応するJISのうち9規格が改定又は新規制定され、これらの規格が省令に規定する技術基準を満足するものであることが確認されたことを踏まえ、解釈第218条（218-1表）を改正した。

#### 5. 引用JISの改定への対応（第9条、第16条、第40条、第56条、第122条、第188条、第195条、第197条）

解釈に引用されているJISで改正されたものにつき、最新のJISを引用することの妥当性を調査・検討した結果、妥当であるとの結論が得られたものについて改正した。